



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

574	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
575	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
576	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	2
577	保安林の指定予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	2
578	保安林の指定	( " ).....	3
579	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	3
580	"	( " ).....	3
581	"	( " ).....	4

○ 選挙管理委員会告示

*33	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	.....	4
34	衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	.....	5

## 告 示

和歌山県告示第574号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年5月21日まで縦覧に供する。

平成30年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成30年4月20日
- 2 名称  
特定非営利活動法人熊野ワールド
- 3 代表者の氏名  
前嶋左恵子
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県田辺市文里一丁目 15 番 13 号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、山村地域振興のため、山村地域資源である農林産物、温泉、観光資源を生かした地域振興のための活動を目的とする。

和歌山県告示第575号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250167	ニチイケアセンター白浜	西牟婁郡白浜町2453番地の6	同行援護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成30.4.30

**和歌山県告示第576号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イズミヤスーパーセンター紀伊川辺店  
和歌山県和歌山市川辺220番
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成29年和歌山県告示第1506号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成30年5月7日から同年6月7日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第577号**

平成30年和歌山県告示第304号（以下「告示第304号」という。）で告示した保安林の指定予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方  
蔭地政一  
金山義一  
金山正春  
金山定市  
松浦清  
松浦富子  
野久保三藏
- 2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件  
告示第304号のとおり

## 和歌山県告示第578号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 海南市下津町鯉川字榎木谷622、630、631の1、631の2、638
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字榎木谷622（次の図に示す部分に限る。）、630、631の1、631の2、638（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第579号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第580号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第581号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第33号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年5月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第1項の表中

「那智勝浦町立 温 泉 病 院 | 東牟婁郡那智勝浦町天満483番地の1 |」を

「那智勝浦町立 温 泉 病 院 | 東牟婁郡那智勝浦町天満1185番地4 |」に改める。

第2項の表中

株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター木の国 ありもと	和歌山市有本字城ノ前518番地の1	を
株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター木の国 ありもと 社会福祉法人紀三福社会地域 密着型特別養護老人ホーム 紀三井寺苑ほほえみ	和歌山市有本字城ノ前518番地の1  和歌山市布引13番7	

和歌山県選挙管理委員会告示第34号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,801,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岸本 周平	候補者届出政党 又は所属党派	希望の党	期間 9月26日から 3月 1日まで	第2回分
出納責任者氏名	末次 啓了				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	選挙事務所費
			1,545,000 円	6,962,411 円	6,684,819 円
				集合会場費	277,592 円
				通信費	806,369 円
				交通費	235,805 円
				印刷費	1,183,591 円
				広告費	2,332,586 円
				文具費	128,808 円
				食糧費	231,492 円
その他の寄附		円		宿泊費	円
その他の収入		円		雑 費	3,290,843 円
今回計		円	今回計		16,716,905 円
前回計		20,255,282 円	前回計		1,841,182 円
総 計		20,255,282 円	総 計		18,558,087 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	132,300円
	ビラの作成	228,200円
	ポスターの作成	447,120円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	108,000円
	計	1,288,330円

報告書受理年月日	平成30年3月15日	第2回報告分
----------	------------	--------